

## 平成28年度 上島町 財務書類の公表について

### (1) 財務書類について

町の会計は、歳入歳出という現金の動きのみを記したもので、「現金主義」と呼ばれています。この方式では、1年間にどのような種類の収入があり、そして、どのような行政目的に支出されたのかという情報を、現金の動きとして表現しています。しかし、町の資産や負債の状況にかかるコストがわかりにくいという特徴があります。

一方、企業が採用している会計は、収入や支出の事実が発生した時点で計上するもので「発生主義」と呼ばれています。この方式には、現金以外の資産負債を含めた行政資源の動きを記録できるという特徴があります。

これまで町の財政状況は「現金主義」に基づく決算書等によって公表してきましたが、それでは明確に示されない資産負債等の情報を補うため、「発生主義」の手法を導入し、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成しました。

この財務書類を活用することによって、健全な財政運営や限りある財源を有効に活用し、より良い行政サービスの提供に役立てていきます。

### (2) 対象範囲について

#### 【一般会計等財務書類の作成基準】

(対象会計) 普通会計

[普通会計]

- ・ 一般会計
- ・ へき地出張診療所事業会計
- ・ CATV 事業会計

## 【全体財務書類の作成基準】

(対象会計) 普通会計＋特別会計＋公営企業会計

[特別会計＋公営企業会計]

- ・国民健康保険事業会計
- ・介護保険事業会計
- ・介護サービス事業会計
- ・国保診療所事業会計
- ・特別養護老人ホーム事業会計
- ・後期高齢者医療事業会計
- ・上水道事業会計
- ・簡易水道事業会計
- ・公共下水道事業会計
- ・農業集落排水事業会計
- ・浄化槽事業会計
- ・船舶事業会計（生名・魚島）

## 【連結財務書類の作成基準】

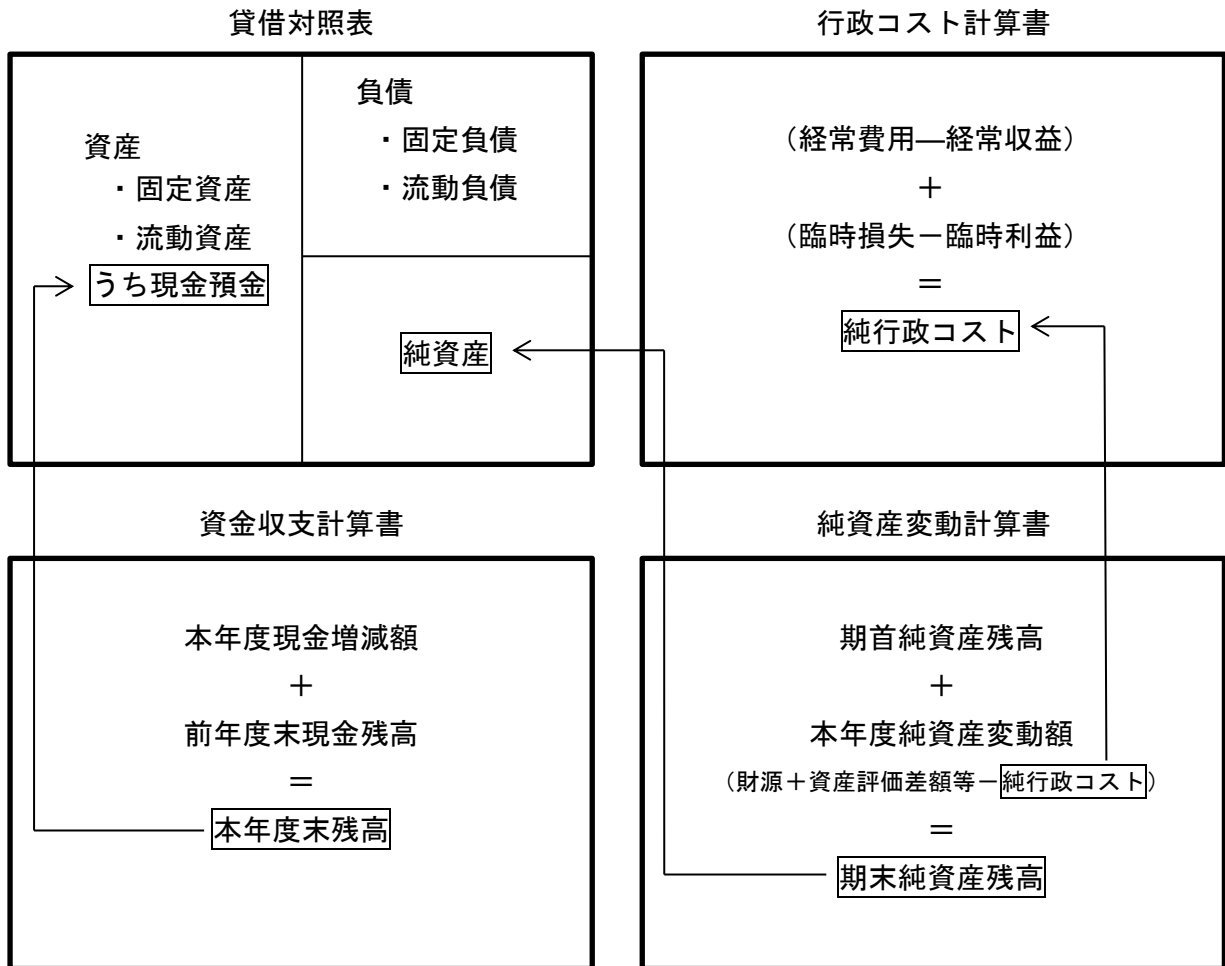
(対象会計) 普通会計＋特別会計＋公営企業会計  
＋一部事務組合・広域連合＋第3セクター

[一部事務組合・広域連合＋第3セクター]

- ・愛媛県市町総合事務組合
- ・愛媛県後期高齢者医療広域連合
- ・愛媛県地方税滞納整理機構
- ・株式会社いわぎ物産センター
- ・株式会社いきなスポレク

(3) 財務書類 4 表の関係について

財務書類 4 表の相互関係は、下記の通りです。



#### (4) 貸借対照表について

貸借対照表は、町が行政サービスを提供するために所有する財産（現金・建物・道路・土地）や、その形成のために投資された資金や借金がどのくらいあるかを示すものです。資産・負債・純資産の3つの要素から構成されています。左側に町民の財産や権利など将来にわたる様々な行政サービスを提供する「資産」を、右側にそれを築くための借入金などで将来の世代が返済することになる「負債」と国や県からの補助金、町税などにより今までの世代が負担し、返済の必要がない「純資産」が記載されています。

#### (5) 行政コスト計算書について

行政コスト計算書とは、1年間の行政サービスに費やされたコスト（費用）と収益の取引高を明らかにするものです。ここでは、税収等は収益として計上しません。また、1年間のものとしての価値の「目減り分」も費用とみなして「減価償却費」という項目で計上しています。

#### (6) 純資産変動計算書について

純資産変動計算書とは、1年間の貸借対照表の純資産の変動を明らかにするものです。1年間で今までの世代の負担がどのように増減したのかわかることとなります。

#### (7) 資金収支計算書について

資金収支計算書とは、1年間の町全体の現金の収入（歳入）と支出（歳出）がどのような理由で生じたのかを、性質別に区分して整理したものです。

町のどのような活動に資金が必要とされ、それをどのように賄ったのかが分かります。